

救急病院等を定める省令に関する事務処理要領

第1 救急業務協力の申出

救急病院等を定める省令（昭和62年1月12日付け厚生省令第2号。以下「省令」という。）第1条第1項の規定に基づき、更新又は新規で認定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、救急病院・救急診療所に関する申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）1通を関係医師会長を通じて、当該医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由し、知事に提出するものとする。

第2 知事への進達

保健所長は、関係医師会長から申出書の提出を受けた場合には、当該医療機関の所在地を管轄する消防機関及び必要がある場合は警察署等の関係機関から当該申し出に対しての意見を聞き、その意見を保健所長意見欄に記載の上、当該申出書を知事に進達するものとする。

第3 告示等

知事は、申出書を受理した場合には、当該書類を審査の上、申出のあった医療機関が省令第1条第1項の各号に該当し、かつ、その地域に救急病院又は救急診療所が必要と認定した場合には、当該医療機関が救急病院又は救急診療所である旨並びにその名称、所在地及び当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。

また、救急病院又は救急診療所が省令第1条第1項各号に該当しなくなったとき、又は申出が撤回されたときは、その旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。

なお、これらの告示に当たっては、当該申出者、保健所長、県医師会等関係機関にその旨を通知するものとする。

第4 申出書の提出期限

別に定める期日によるものとする。

第5 申出の撤回

救急病院又は救急診療所の開設者は、救急業務に関する協力の申出を撤回しようとする場合には、救急業務協力申出撤回届（様式第2号）1通を速やかに当該医療機関の関係医師会長を通じて、当該医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由し、知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成元年12月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月28日から施行する。